

# 院内感染防止対策に関する取組事項

## 1 感染防止対策に関する基本的考え方

当院は、安全で質の高い医療提供することを使命とし、病院にかかわるすべての人々を感染から守るために、病院全体として感染防止対策に取り組みます。

## 2 感染防止対策に関する取組事項

### (1) 院内感染防止対策のための組織に関する事項

感染防止対策に関する意思決定機関として、医師を委員長とする院内感染防止対策委員会を設置し、月1回会議を行い、感染防止対策に関する事項を検討しています。また、院内の感染防止対策活動を推進するために感染制御チーム（ICT）を設置し、定期的なラウンドとカンファレンス、感染対策に関する問題に迅速に対応しています。

### (2) 感染防止対策のための職員研修に関する事項

院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底するため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上開催しています。

### (3) 感染症の発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる細菌の検出状況を院内感染防止対策委員会にて情報共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行っています。

### (4) 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例の発生時には、検査部や各部署より ICT へ速やかに報告を行い、ICT は迅速に現場の状況確認、感染防止対策の徹底を行い、感染拡大を防止します。また、必要に応じ、速やかに保健所に報告し連携して対応します。

### (5) 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、院内掲示物で情報提供を行います。感染防止対策の意義及び感染防止の基本である手洗い、マスクの着用などについてご理解とご協力をお願いします。

### (6) その他 院内感染防止対策の推進のために必要な事項

院内感染対策マニュアルを作成し、感染防止対策のための基本的考え方や具体的な方法について全職員への周知を行っています。

### (7) 他の医療機関等との連携体制

感染対策向上のため、連携施設が開催する感染防止対策に関するカンファレンスへ参加し、感染対策の質向上に努めます。

2024年7月1日 院内感染防止対策委員会